

## 川崎市母子家庭等就業・自立支援センター事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第2号に規定する川崎市母子家庭等就業・自立支援センター事業（以下「自立支援センター事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

### (事業目的)

第2条 自立支援センター事業は、母子家庭の母及び父子家庭の父（配偶者の暴力により親と子で避難をしている事例等で、婚姻の実態は失われているが、止むを得ない事情により離婚の届出を行っていない者等を含む。以下同じ。）並びに寡婦（以下「母子家庭の母等」という。）に対し、家庭の状況、職業適性、就業経験等の個別の事情に対応して、一貫した就業支援を実施することで、母子家庭の母等の自立の促進を図ることを目的とする。

### (対象者)

第3条 対象者は、母子家庭の母等とする。また、母子家庭及び父子家庭の児童も、本事業の対象とすることができる。

また、児童扶養手当の受給が見込まれる者であって、「離婚前後親支援モデル事業の実施について」（令和元年6月26日子発0626第2号厚生労働省子ども家庭局通知）に基づく支援を受けている者など、離婚前から当該事業による支援が必要な者についても対象とする。

### (事業内容)

第4条 一貫した就業支援を実施し、母子家庭の母等の自立の促進を図るため、次の各号に掲げる自立支援センター事業を実施する。

#### (1) 就業相談

- (2) 就業支援講習会
- (3) 就業情報提供
- (4) 無料職業紹介
- (5) 特別相談

2 前項第2号に規定する就業支援講習会については、講習会の内容によりその都度対象者を決定することができる。

(利用料)

第5条 自立支援センター事業の利用料は、無料とする。ただし、前条第1項第2号の就業支援講習会に必要な実費については、利用者の負担とすることができる。

(就業相談)

第6条 要綱第2条の規定に基づき川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ事業を受託した団体（以下「受託団体」という。）は、個々の母子家庭の母等の就業相談に応じ、家庭の状況、職業能力の適性、職業訓練の必要性及び就業への意欲形成について適切な助言を行うものとし、その実施に当たっては、次の各号の事項に留意する。

- (1) 母子家庭の母等の就業状況、就業をめぐる法制度、就業支援施策等の就業相談に係る必要な知識の習得に努めること。
- (2) 就業相談に際しては、事業所の雇用状況、教育訓練講座の開設状況等の地域の実状の把握に努め、就業相談を通じて、相談者の意欲及び能力、生活状況等に応じた助言を行い、公共職業安定所等の行う就業支援施策の内容を踏まえ実施し、個々の状況に応じ公共職業安定所に繋げるなど、公共職業安定所等と連携を図ること。
- (3) 就業相談に応じた場合には、その内容・指示事項等を記載した記録を作成し、適切に管理すること。

(就業支援講習会)

第7条 受託団体は、母子家庭の母等で、就業経験がない者、再就職に不安がある者及びより良い就業に就くために必要な技能の習得を望む者に対して、地域の実状に応じて、就業に関わる必要な知識、技能、資格を習得するための就業支援講習会を開催するものとし、その実施に当たっては、次の各号の事項に留意する。

(1) 働くことの意義と適性、働くことの動機付け、面接の模擬訓練等の就業に関わる知識を習得するための就業支援セミナーを開催すること。

(2) 就業に結びつく可能性の高い技能及び資格を習得するための、より実効的な技能講習会を開催すること。

(3) 就業支援講習会の開催に当たっては、母子家庭の母等が利用しやすい日及び時間帯に開催し、託児サービスを提供して講習会を受講できるよう配慮すること。

(就業情報提供)

第8条 受託団体は、母子家庭の母等の求職活動を支援するため、就業情報提供を行うものとし、その実施に当たっては、次の各号の事項に留意する。

(1) 情報収集、提供に当たっては、公共職業安定所、福祉人材バンク等関係機関との連携に努めること。

(2) インターネットを活用するなど、効果的、効率的な情報収集、提供に努めること。

(無料職業紹介)

第9条 受託団体は、無料職業紹介の実施について、職業安定法の規定に基づき、厚生労働省の許可を受ける。

2 受託団体は、職業安定法の規定に基づき、無料職業紹介を実施するとともに、必要な事項については別に定めることとする。

(特別相談)

第10条 受託団体は、離婚、親権、親子交流、養育費等の問題、家庭紛争、借金等の経済的問題など、法律に関する生活上の専門的な諸問題について、専門家を招いて

特別相談を行うものとする。なお、養育費相談については、積極的に離婚前のものに対しても実施し、必要に応じ、相談者に対して法テラス、弁護士会、民間団体等の紹介を行うものとする。

2 相談の回数については、同一案件につき、3回までとする。

(生活支援事業との連携)

第11条 受託団体は、自立支援センター事業の実施に当たり、要綱第3条第1号に規定する生活支援事業と効果的に連携し、母子家庭等の自立の促進に努めることとする。

(関係機関との連携)

第12条 受託団体は、自立支援センター事業を実施するに当たり、各区役所地域みまもり支援センター、公共職業安定所、福祉人材バンク、養育費相談支援センター等の関係機関との連携に努め、必要な支援を行うこととする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、自立支援センター事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局長と受託団体が協議して定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月18日から施行し、令和5年4月1日から適用する。